

株 主 各 位

神奈川県厚木市上依知3019
株式会社 イクヨ
代表取締役社長 神尾裕司

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会への出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染予防にご配慮いただき、マスク着用のうえにて、ご来場くださいますようお願いいたします。

また、感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 2階 暁紅
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.ikuyo194.co.jp>)に掲載させていただきます。なお、本総会においては、検温やマスクの着用をお願いする等、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めてまいります。新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.ikuyo194.co.jp>)に掲載させていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社のウェブサイトを必ずご確認くださいようお願いいたします。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の現況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染からの回復が期待されたものの、感染の再拡大、半導体不足などの影響に加え、ウクライナ問題をめぐる国際情勢の緊迫化による資源・原材料価格の高騰などもあり、先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社グループの関係する自動車業界では、生産に回復の動きがみられたものの、今後の国内外の感染動向、半導体不足及び海外からの部品供給遅れによる自動車生産への影響、さらには、原油をはじめとした資源価格の上昇等に引き続き留意が必要な状況となっております。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、生産調整等の下振れ要因が見られましたが底堅く推移して、売上高は当初の予想値を若干下回る結果となりました。各利益につきましては、原価低減による売上総利益の増加に加え、販管費及び一般管理費の低減等により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに、当初の予想値を上回る結果となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は13,238百万円（前期比26.1%増加）、営業利益356百万円（前期は営業損失375百万円）、経常利益363百万円（前期は経常損失260百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益432百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失513百万円）となりました。

なお、当連結会計年度における特殊要因として、名古屋工場に新設した塗装設備に対する補助金収入82百万円、政策保有株式の売却益103百万円を特別利益、金型除却損8百万円、電話加入権除却損5百万円、投資有価証券評価損6百万円を特別損失、来期の利益計画により当第4四半期連結会計期間において、繰延税金資産25百万円を計上し、法人税等調整額に同額影響しております。

また、アセアン地域展開の一環として、ベトナム社会主義共和国に、2021年7月26日付にて、IKUYO VIETNAM CO., LTDを設立いたしました。現時点では、活動拠点としての規模であり、今後の受注獲得に向けて優位に立てるよう準備を進めてまいります。したがって、業績に与える影響はないことから、財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため非連結子会社としております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、920百万円であります。その主なものは、新規受注品の金型の購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

2019年3月18日付で主要取引金融機関の株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団との間で、総額2,100百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、新規の資金手当てとして、長期借入金900百万円を新たに借入れました。不測の事態への対応に備えたコミットメントラインの融資枠は、2,100百万円を確保しております。

なお、当連結会計年度末の借入金残高は1,960百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第80期 (2019年3月期) | 第81期 (2020年3月期) | 第82期 (2021年3月期) | 第83期 (当連結会計年度) (2022年3月期) |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 16,846 | 15,647 | 10,054 | 13,238 |
| 経常利益又は 経常損失(△)(百万円) | 797 | 446 | △260 | 363 |
| 親会社株主に帰属す る当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失(△)(百万円) | 501 | 274 | △513 | 432 |
| 1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) | 329円45銭 | 180円42銭 | △336円82銭 | 283円73銭 |
| 総 資 産(百万円) | 12,558 | 11,909 | 10,207 | 11,181 |
| 純 資 産(百万円) | 4,735 | 4,954 | 4,428 | 4,833 |
| 1株当たり純資産 | 3,087円93銭 | 3,220円40銭 | 2,876円65銭 | 3,150円73銭 |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第80期 (2019年3月期) | 第81期 (2020年3月期) | 第82期 (2021年3月期) | 第83期 (当事業年度) (2022年3月期) |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 15,951 | 14,466 | 9,590 | 12,286 |
| 経常利益又は 経常損失(△)(百万円) | 759 | 270 | △265 | 290 |
| 当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円) | 475 | 159 | △517 | 393 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) | 312円29銭 | 104円56銭 | △339円38銭 | 258円49銭 |
| 総 資 産(百万円) | 12,324 | 11,532 | 9,911 | 10,726 |
| 純 資 産(百万円) | 4,753 | 4,818 | 4,316 | 4,643 |
| 1株当たり純資産 | 3,120円03銭 | 3,162円86銭 | 2,833円25銭 | 3,048円05銭 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|------------------|--------|------------------------|
| PT. IKUYO INDONESIA | 153,000百万 ルピア | 98.16% | 自動車用プラスチック部品の製造販売、輸出入等 |

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境は、新型コロナウイルスの感染拡大が終息しない状況により、依然先行き不透明な状況であります。SDGsをはじめとする社会課題に対する責任の高まりにより、様々な変化が生まれてくることが予測されます。

当社グループの属する自動車業界においても、新型コロナウイルスの感染拡大による対策として、サプライチェーンの維持・強化、半導体不足をはじめとした海外からの部品供給遅れ、ウクライナをめぐる地政学リスクによる各完成車メーカーでの減産等、下振れ懸念があります。

一方、中長期目線では、環境問題への対応やそれに伴う自動車の電動化、CASE（コネクティッド、自動運転、シェアリング、電動化）時代に向けた、車、インフラ関連サービスの対応等、新たなモビリティ社会の最適化の構造変革の時代を迎えております。

このような経営環境のなか、当社グループがサステナブルに事業規模の拡大を図るために、次のような取り組みを行ってまいります。

①品質管理の徹底

当社グループは、品質第一の徹底を図ってまいります。また、経営資源を設備投資などに振り向ける一方で、採算改善、原価低減活動の推進等により、コストの低減に努め、品質管理のレベルアップに取り組み、さらなる品質管理体制の強化に努めてまいります。

②顧客満足度の強化

当社グループは、新規受注及び既存部品の営業強化による売上拡大と共に顧客満足度の向上を図り、海外及び国内の事業環境変化に対応できる体制作りに取り組んでまいります。

③改善活動の継続と生産性向上の強化

当社グループは、既存設備の更新及び製造工程の改善に取り組み、生産量の変化にも柔軟に対応できる仕組みを構築すると共に、全社的な改善活動に積極的に取り組み、生産力の質的向上、効率化を図り、生産性の向上に努めてまいります。

④新技術の創出による成長路線への布石

当社グループは、自らの新技術の創出に取り組み、新技術の創出及び確立による技術力の向上を図り、お客様のグローバル化対応への要望に応える最適な生産体制の整備を進めてまいります。

⑤海外事業の発展

当社グループは、グループのさらなる発展のためには、海外売上高の伸長が不可欠であると考えております。インドネシアの子会社では、新工場の立ち上げにより、さらなる事業展開を進めつつあります。また、2021年7月にベトナムに新たな子会社を設立しました。今後も、アジアを中心に海外事業展開の強化を図り、売上及び利益の拡大に努めてまいります。

⑥人財育成による企業強化

当社グループは、事業環境の変化に対応し、永続的に事業を継続し成長させるため、人財育成強化が重要な課題と認識し、活気ある風通しの良い明るい企業体質作りに取り組んでおります。また、次世代への技術の承継にも取り組み、後継者の育成にも努めてまいります。

⑦安定的な収益基盤の強化

当社グループは、品質管理の徹底及び改善活動に取り組み、環境変化に強い収益基盤の強化に努めてまいります。また、安定的な資金確保に備えたコミットメントライン契約を締結しており、サステナブルな成長に取り組んでまいります。

⑧業務管理体制、内部統制の強化

当社グループは、継続的に成長可能な企業体質を確立するため、内部統制の強化が重要な課題と認識しております。その基本理念に基づいた「内部統制システムの基本方針」を策定しており、適宜見直しを行い、必要に応じて改定を行っております。また、業務の有効性及び効率性を高めるべく、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進してまいります。さらに、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、経営の公正性・透明性の確保に努めると共に、当社グループの業務管理体制を確立し、さらなる内部統制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの事業は、自動車部品及びその他の事業に区分され、具体的な事業内容としては、自動車内外装プラスチック部品等の製造及び販売を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①主要な営業所及び工場

イ. 当社の事業所

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 |
|---|---|-----|---|-----|
| 本 | 社 | 神奈川 | 県 | 厚木市 |
| 厚 | 木 | 神奈川 | 県 | 厚木市 |
| 名 | 古 | 愛知 | 県 | 半田市 |
| 名 | 古 | 愛知 | 県 | 半田市 |
| 岡 | 山 | 岡山 | 県 | 浅口市 |

ロ. 子会社の事業所

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------------------------------|-------------------|
| P T . I K U Y O I N D O N E S I A | インドネシア共和国バンテン州 |
| I K U Y O V I E T N A M C O . , L T D | ベトナム社会主義共和国ホーチミン市 |

②使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 197 (44) 名 | 1名減 (1名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

ロ. 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 185 (44) 名 | － (1名減) | 42.40歳 | 17.76年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-------------------------|--------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 820百万円 |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行 | 616 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 524 |

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,538,500株

(3) 株主数 682名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|----------|-------|
| 日東株式会社 | 501,600株 | 32.9% |
| 酒井宏修 | 207,500 | 13.6 |
| 株式会社エム・アイ・ピー | 58,000 | 3.8 |
| ヤイズボデー工業株式会社 | 57,000 | 3.7 |
| 水野弘 | 53,700 | 3.5 |
| SCHWEITZER MASTER FUND | 46,200 | 3.0 |
| THE OGIER GLOBAL (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF SCHWEITZER FUND | 46,100 | 3.0 |
| クリナップ株式会社 | 32,400 | 2.1 |
| 株式会社紀文食品 | 30,600 | 2.0 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 27,700 | 1.8 |

(注) 持株比率は自己株式（15,177株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 神 尾 裕 司 | |
| 取締役副社長 | 内 野 実 | 開発・技術統括部長 |
| 取 締 役 | 渡 辺 浩 | |
| 取 締 役 | 森 公 利 | |
| 常 勤 監 査 役 | 半 澤 祐 治 | |
| 監 査 役 | 小 峰 雄 一 | オンコセラピー・サイエンス株式会社 社外取締役 税理士法人総合税務会計 代表社員 株式会社サン・ライフホールディング 社外取締役 (監査等委員) |
| 監 査 役 | 伊 東 稔 喜 | 陽光ビルME株式会社 代表取締役社長 |

- (注) 1. 取締役森公利氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小峰雄一氏及び監査役伊東稔喜氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小峰雄一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役森公利氏並びに監査役小峰雄一氏及び監査役伊東稔喜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年12月22日をもって、李 秀鵬氏は代表取締役会長を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度責任額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合には、填補の対象としないこととしております。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1、取締役の報酬体系

取締役の報酬は、金銭報酬（月例固定報酬である基本報酬と賞与である業績連動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）で構成する。

なお、現時点では非金銭報酬は未導入であり将来にむけた検討課題とする。

| | | |
|---------|----------|---------------|
| 取締役報酬—— | ■金銭報酬——— | ○基本報酬（月例固定報酬） |
| | | ○業績連動報酬（賞与） |
| | ■非金銭報酬—— | ○株式報酬（未導入） |

2、取締役の個人別報酬等決定の基本方針

1) 企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、次の指針に則り適正な基準の額とするものとする。

①株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる透明性、公正性、客観性の高い報酬体系とする。

②基本報酬については、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案する。

③業績連動報酬については、業績向上に対する意識を高め企業価値の持続的な向上への貢献を促すために、業績指標（各事業年度の連結最終利益の目標値に対する達成度合い）を反映させる。なお、支給時期は各事業年度の末日（3月末日）とする。

④金銭報酬における基本報酬と業績連動報酬の割合は、業績指標の目標達成100%の場合において、基本報酬10に対し業績連動報酬1を目安とする。

2) 個々の取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議により代表取締役社長に委任するが、代表取締役社長は社外取締役との事前協議を経て最終決定することとする。なお、代表取締役社長は、決定に際し、「取締役報酬規定」に定める指標、基準を順守するものとする。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報 酬 等 の 総 額 | 報酬等の種 類別の総額 | 対 象 と な る 役 員 の 員 数 |
|--------------------|--------------|----------------|------------------------|
| | | 基 本 報 酬 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 54百万円 (2) | 54百万円 (2) | 5名 (1) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 13 (4) | 13 (4) | 3 (2) |
| 合 計 (うち社外役員) | 67 (7) | 67 (7) | 8 (3) |

(注) 1. 上表には、2021年12月22日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、2000年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は一名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、1995年6月19日開催の第56回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長神尾裕司氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役小峰雄一氏は、オンコセラピー・サイエンス株式会社の社外取締役、株式会社サン・ライフホールディングの社外取締役（監査等委員）及び税理士法人総合税務会計の代表社員であります。当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役伊東稔喜氏は、陽光ビルME株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------------|--|
| 社外取締役 森 公 利 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に法務に関する分野から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、適切な役割を果たしております。 |
| 社外監査役 小 峰 雄 一 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会9回のうち8回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務及び会計に関する分野から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 伊 東 稔 喜 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に経営全般に関する分野から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

R S M清和監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、「全社基本方針」、「品質基本方針」、「環境基本方針」を取締役及び使用人に周知し、企業倫理意識の向上や法令遵守のため「行動規範」を制定し、法令遵守と企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

ロ. 取締役は、取締役会及び情報の共有を推進することにより、他の取締役の業務執行を監督する。

ハ. 代表取締役社長を経営リスク全体に関する総括責任者として、「経営リスクマネジメント規定」に基づき、法令及び定款の遵守体制の構築、維持及び整備を実施する。

ニ. 社長直轄部門である内部監査室が、各部門を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。

ホ. 当社グループにおける法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため、「公益通報者保護規定」を制定し、取締役及び使用人に徹底する。

ヘ. 「公益通報者保護規定」に基づき、法令違反行為等に対して、社内外に匿名で相談・申告できる「コンプライアンス相談・通報窓口」を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書管理規定」に定め、これに従い当該情報を「文書保存期間基準」に基づき適切に保存し管理する。

③損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 取締役会及びその他の重要な会議において、取締役及び使用人等から、業務執行に係る重要な情報の管理をする。

ロ. 全社的なリスク管理は管理統括部門が統括的に管理し、各部門固有の業務に付随するリスクについては、各部門長がそれぞれに自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施すると共に、使用人への教育を実施する。また、不測の事態が発生した場合は、社長指揮のもと対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報提供により、各取締役の職務執行の効率性の確保を行う。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制や内部監査体制の強化を図る。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規定」を定め、子会社は経営目標や経営課題の達成状況を当社の取締役会及びその他の重要な会議において報告し、子会社の経営状況、重要課題の遂行状況が把握できる体制を整える。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
子会社の業務執行に係るリスクは、当社の担当部門において管理し、重要な事項については当社の取締役会において報告、審議する体制を整える。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、必要に応じて当社取締役及び使用人を子会社に派遣し、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督する。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社のコンプライアンスに係る事項は、当社の担当部門において管理し、重要な事項については当社の取締役会において報告、審議する体制を整える。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置く。
- ロ. 指名された使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ハ. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役が毎年策定する「監査計画書」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。

- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況及び内部体制に関する報告を行う。
 - ロ. 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役は、経営リスクに係わる事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
 - ハ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席すると共に、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- ⑧監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑨監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査の実効性を確保するため、監査役職務の執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
- ⑩その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査の実効性、有用性に対する理解が浸透するように監査環境を整備する。
 - ロ. 代表取締役との定期的な意見交換を行う。
 - ハ. 監査役は、「監査役会規定」、「監査役監査基準」、「内部統制システム基本方針」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- ⑪財務報告の適正性を確保するための体制
- 財務報告の適正性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定し、財務に係る業務の仕組みを整備構築し、業務の改善に努める。
- ⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
- 当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことを役員及び使用人に徹底する。

⑬業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ. コンプライアンス

- (i) コンプライアンス意識の向上を図るため、幹部社員を対象としたコンプライアンスに係る社内研修を実施する。
- (ii) コンプライアンス教育の一環として、コンプライアンス意識の向上を図るための改善活動を継続的に実施する。

ロ. リスクマネジメント

- (i) 経営リスクマネジメント委員会による、組織横断的なリスク、潜在的なリスクへの対応及び啓蒙活動を定期的実施する。
- (ii) 情報セキュリティ対策の一環として、幹部社員を対象とした機密管理に係る社内研修を実施する。

ハ. 財務報告に係る内部統制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、当連結会計年度の「監査計画書」に基づき、内部統制評価を実施する。

ニ. 内部監査

当連結会計年度の「内部監査方針」に基づき、社長直轄部門である内部監査室が内部監査を実施する。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|------------|---------------|------------|
| 流 動 資 産 | 5,525,223 | 流 動 負 債 | 3,904,615 |
| 現金及び預金 | 2,282,817 | 支払手形及び買掛金 | 2,535,674 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,894,325 | 1年内返済予定の長期借入金 | 340,000 |
| 電子記録債権 | 550,578 | 未払法人税等 | 129,484 |
| 商品及び製品 | 126,989 | 賞与引当金 | 68,673 |
| 仕掛品 | 204,284 | 未払費用 | 223,818 |
| 原材料及び貯蔵品 | 330,028 | 前受金 | 10,614 |
| その他 | 136,199 | 設備関係支払手形 | 127,269 |
| 固 定 資 産 | 5,656,119 | その他 | 469,080 |
| 有形固定資産 | 4,836,876 | 固 定 負 債 | 2,443,245 |
| 建物及び構築物 | 1,225,270 | 長期借入金 | 1,620,000 |
| 機械装置及び運搬具 | 758,486 | 退職給付に係る負債 | 821,592 |
| 工具、器具及び備品 | 1,391,809 | その他 | 1,652 |
| 土地 | 1,287,158 | 負債合計 | 6,347,860 |
| 建設仮勘定 | 171,935 | 純 資 産 の 部 | |
| リース資産 | 2,216 | 株 主 資 本 | 4,773,544 |
| 無形固定資産 | 398,507 | 資本金 | 2,298,010 |
| 投資その他の資産 | 420,735 | 資本剰余金 | 23,860 |
| 投資有価証券 | 294,350 | 利益剰余金 | 2,478,582 |
| 長期貸付金 | 6,188 | 自己株式 | △26,907 |
| 繰延税金資産 | 56,313 | その他の包括利益累計額 | 26,028 |
| その他 | 63,882 | その他有価証券評価差額金 | 92,973 |
| 資産合計 | 11,181,342 | 為替換算調整勘定 | △31,793 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △35,151 |
| | | 非支配株主持分 | 33,907 |
| | | 純資産合計 | 4,833,481 |
| | | 負債・純資産合計 | 11,181,342 |

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高 | | 13,238,774 |
| 売上原価 | | 11,502,749 |
| 売上総利益 | | 1,736,024 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,379,845 |
| 営業利益 | | 356,179 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4,299 | |
| 受取配当金 | 9,459 | |
| 受取補償金 | 1,059 | |
| スクラップ売却収入 | 3,824 | |
| その他 | 6,410 | 25,054 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 12,161 | |
| コミットメントフィー | 1,889 | |
| その他 | 3,227 | 17,279 |
| 経常利益 | | 363,954 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1,363 | |
| 補助金収入 | 82,080 | |
| 投資有価証券売却益 | 103,526 | 186,970 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 14,334 | |
| 投資有価証券損 | 6,560 | |
| その他 | 5 | 20,899 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 530,025 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 117,937 | |
| 法人税等調整額 | △25,140 | 92,797 |
| 当期純利益 | | 437,227 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 5,003 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 432,223 |

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|----------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
| 当連結会計年度 期首残高 | 2,298,010 | 3,245 | 2,053,975 | △26,812 | 4,328,418 |
| 当連結会計年度 変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △7,616 | | △7,616 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | 432,223 | | 432,223 |
| 自己株式の取得 | | | | △95 | △95 |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | 20,614 | | | 20,614 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | - | 20,614 | 424,606 | △95 | 445,126 |
| 当連結会計年度末 残高 | 2,298,010 | 23,860 | 2,478,582 | △26,907 | 4,773,544 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非 支 配 分 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|---------------------------|----------------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------|-----------|
| | その 他 有価証券 評価差額 金 | 為 替 換 算 定 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当連結会計年度 期首残高 | 152,003 | △32,279 | △65,901 | 53,821 | 46,129 | 4,428,369 |
| 当連結会計年度 変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △7,616 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | | | | 432,223 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △95 |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | | | | | 20,614 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額) | △59,029 | 486 | 30,750 | △27,792 | △12,221 | △40,013 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △59,029 | 486 | 30,750 | △27,792 | △12,221 | 405,112 |
| 当連結会計年度末 残高 | 92,973 | △31,793 | △35,151 | 26,028 | 33,907 | 4,833,481 |

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 PT. IKUYO INDONESIA

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 IKUYO VIETNAM CO., LTD

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

IKUNO VIETNAM CO., LTD

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるPT. IKUYO INDONESIAの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法

- ・市場価格のない株式等

②棚卸資産

- ・製品、原材料、仕掛品

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

1998年3月31日以前に取得したもの・・・旧定率法によっております。

1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

・・・旧定額法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの・・・定額法によっております。

建物以外

工具、器具及び備品

2007年3月31日以前に取得したもの・・・旧定額法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの・・・定額法によっております。

その他の有形固定資産

2007年3月31日以前に取得したもの・・・旧定率法によっております。

2007年4月1日以降から2012年3月31日までに取得したもの

・・・定率法（250%定率法）によっております。

2012年4月1日以降に取得したもの

・・・定率法（200%定率法）によっております。

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

・・・定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法の規定に基づく定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、有償支給取引について、従来は有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。さらに製品の販売に係る変動対価については、従来は「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度より流動負債「その他」に含めて表示しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、有償支給取引について、従来は有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。さらに製品の販売に係る変動対価については、従来は「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度より流動負債「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高への影響はなく、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

(2) 金型関連取引に係る会計処理の変更

当社グループが顧客向けの自動車部品の量産に用いる金型製作を当社グループで行い、顧客からその対価を一括受領する取引が行われた場合、従来は受領対価と製作費用の純額を「金型精算差益」として営業外収益に計上していましたが、当連結会計年度より受領対価を売上高に計上し、製作費用を売上原価に計上する方法に変更いたしました。また、製作中の金型製作に係る費用については、従来は流動資産「その他」に計上していましたが、上記の変更に伴い「仕掛品」へ組み替えております。

この変更は、収益認識会計基準の適用を機に上記取引の位置づけを見直し、金型製作が当社グループの本業である自動車部品の量産に密接に関わるものであることから、当社グループの営業活動の成果をより適切に表示するために行うものであります。なお、当該取引は、主に金型資産の支配の移転の観点等から、収益認識基準等の適用を行っておりません。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(3) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することにしております。なお、当期連結計算書類に与える影響はありません。

[収益認識に関する注記]

(1) 収益の分解

当社グループは、自動車部品販売業の単一セグメントであります。主要な顧客との契約から生じる収益を地域別に分解した売上高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 自動車部品販売業 |
|---------------|------------|
| 顧客との契約から生じる収益 | |
| 日本 | 11,561,071 |
| インドネシア | 841,324 |
| その他の取引 | 836,378 |
| 合計 | 13,238,774 |

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連絡会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

[表示方法の変更に関する注記]

該当事項はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 有形・無形固定資産 5,235,384千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損の兆候の有無を把握する際に、主として各工場を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各工場の営業活動から生ずる損益が過去2か年連続してマイナスとなった場合、各工場の営業活動から生ずる損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、各工場の固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしております。遊休資産は、個別物件ごとにグルーピングを行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

各工場について減損の兆候が把握された場合には、事業計画を基礎として、将来に獲得しうるキャッシュ・フローを見積り、減損損失の認識の判定を実施します。減損損失の測定を行う場合には、今後の自動車業界の動向に基づく将来生産数量や合理化に基づく費用削減効果等について一定の仮定を設定します。これらの見積りは、新型コロナウイルスの感染拡大、地政学リスク等による将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、事業計画からの大幅な乖離が生じた場合には減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要となる可能性があります。

なお、当連結会計年度において、各工場の当連結会計年度の営業損益がプラスであり、そのほかに減損の兆候となり得る事象が生じていないことから、各工場の固定資産に減損の兆候は認められないと判断しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

| | |
|-----------|------------------------------|
| 建物及び構築物 | 1,133,657千円 (540,820)千円 |
| 機械及び装置 | 189,890千円 (189,890)千円 |
| 工具、器具及び備品 | 487,634千円 (487,634)千円 |
| 土地 | 1,287,158千円 (61,176)千円 |
| 計 | 3,098,340千円 (1,279,521)千円 |

上記の内()書は、工場財団を組成しております。

なお、上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 32,758,164千円

3. 電子記録債権譲渡高 140,000千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式

1,538,500 株

2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------|----------|------------|------------|
| 2021年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,616千円 | 5円00銭 | 2021年3月31日 | 2021年6月28日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2022年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 15,233千円 | 10円00銭 | 2022年3月31日 | 2022年6月29日 |

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に自動車部品等の製造販売事業を行うため、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、運転資金及び設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

- (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の「与信管理規定」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

設備関係支払手形は、固定資産の取得を目的としたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、この内一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金計画表を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額92,960千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、設備関係支払手形は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表 計上額(※1) | 時価(※1) | 差額 |
|---------------------|--------------------|-------------|---------|
| (1)投資有価証券 其他有価証券 | 201,390 | 201,390 | - |
| (2)長期借入金(※2) | (1,960,000) | (1,964,176) | (4,176) |

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)1年内返済予定の長期借入金を含めた残高を記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時 価 | | | |
|------------------------|---------|------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 其他有価証券 株式 | 201,390 | - | - | 201,390 |

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時 価 | | | |
|-------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | - | 1,964,176 | - | 1,964,176 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たりの純資産額 3,150円73銭

2. 1株当たりの当期純利益 283円73銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 流 動 資 産 | 4,415,252 | 流 動 負 債 | 3,680,215 |
| 現金及び預金 | 1,563,857 | 支払手形 | 1,495,544 |
| 受取手形 | 14,020 | 買掛金 | 906,328 |
| 電子記録債権 | 550,578 | 1年内返済予定の長期借入金 | 340,000 |
| 売掛金 | 1,675,324 | 未払金 | 97,940 |
| 商品及び製品 | 113,688 | 未払費用 | 220,075 |
| 仕掛品 | 91,481 | 未払法人税等 | 106,320 |
| 原材料及び貯蔵品 | 219,488 | リース債務 | 1,368 |
| 前払費用 | 28,454 | 未払消費税等 | 132,608 |
| 短期貸付金 | 1,373 | 前受金 | 4,648 |
| 未収入金 | 69,437 | 預り金 | 17,426 |
| その他 | 87,547 | 賞与引当金 | 68,673 |
| 固 定 資 産 | 6,311,023 | 設備関係支払手形 | 127,269 |
| 有形固定資産 | 4,624,216 | その他流動負債 | 162,012 |
| 建物 | 1,102,557 | 固 定 負 債 | 2,402,895 |
| 構築物 | 75,929 | 長期借入金 | 1,620,000 |
| 機械及び装置 | 742,585 | 長期未払金 | 297 |
| 車両運搬具 | 3,339 | 退職給付引当金 | 781,572 |
| 工具、器具及び備品 | 1,380,407 | リース債務 | 1,026 |
| 土地 | 1,287,158 | 負 債 合 計 | 6,083,111 |
| リース資産 | 2,216 | 純 資 産 の 部 | |
| 建設仮勘定 | 30,023 | 株 主 資 本 | 4,550,191 |
| 無形固定資産 | 31,794 | 資本金 | 2,298,010 |
| 電話加入権 | 216 | 利益剰余金 | 2,279,088 |
| ソフトウェア | 31,578 | 利益準備金 | 22,852 |
| 投資その他の資産 | 1,655,012 | その他利益剰余金 | 2,256,236 |
| 投資有価証券 | 294,350 | 繰越利益剰余金 | 2,256,236 |
| 関係会社株式 | 1,239,343 | 自 己 株 式 | △26,907 |
| 関係会社出資金 | 10,971 | 評価・換算差額等 | 92,973 |
| 出資金 | 1,050 | その他有価証券評価差額金 | 92,973 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 5,371 | 純 資 産 合 計 | 4,643,164 |
| 繰延税金資産 | 52,149 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 10,726,276 |
| その他 | 51,776 | | |
| 資 産 合 計 | 10,726,276 | | |

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 12,286,007 |
| 売 上 原 価 | | 10,690,106 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,595,900 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,309,876 |
| 営 業 利 益 | | 286,024 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 176 | |
| 受 取 配 当 金 | 9,459 | |
| 受 取 補 償 金 | 1,059 | |
| 利 子 補 給 金 | 2,219 | |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 収 入 | 3,824 | |
| そ の 他 | 4,172 | 20,912 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 12,161 | |
| コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー | 1,889 | |
| そ の 他 | 2,396 | 16,447 |
| 経 常 利 益 | | 290,488 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 557 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 103,526 | |
| 補 助 金 収 入 | 82,080 | 186,164 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 14,334 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 5 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 6,560 | 20,899 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 455,752 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 87,387 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △25,418 | 61,969 |
| 当 期 純 利 益 | | 393,783 |

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 株 主 資 本 計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------------------------------|-------------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 利 益 剰 余 金 | | | 自 己 株 式 | |
| | | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 2,298,010 | 22,090 | 1,870,831 | 1,892,922 | △26,812 | 4,164,120 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 利益準備金の積立 | | 761 | △761 | — | | — |
| 剰余金の配当 | | | △7,616 | △7,616 | | △7,616 |
| 当期純利益 | | | 393,783 | 393,783 | | 393,783 |
| 自己株式の取得 | | | | | △95 | △95 |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | 761 | 385,404 | 386,166 | △95 | 386,070 |
| 当 期 末 残 高 | 2,298,010 | 22,852 | 2,256,236 | 2,279,088 | △26,907 | 4,550,191 |

| | 評価・換算差額等 | | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-------------------------|---------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 152,003 | 152,003 | 4,316,123 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 利益準備金の積立 | | | — |
| 剰余金の配当 | | | △7,616 |
| 当期純利益 | | | 393,783 |
| 自己株式の取得 | | | △95 |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額(純額) | △59,029 | △59,029 | △59,029 |
| 事業年度中の変動額合計 | △59,029 | △59,029 | 327,041 |
| 当 期 末 残 高 | 92,973 | 92,973 | 4,643,164 |

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

① 製品、仕掛品及び原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく、簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

1998年3月31日以前に取得したもの・・・旧定率法によっております。

1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

・・・旧定額法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの・・・定額法によっております。

建物以外

工具、器具及び備品

2007年3月31日以前に取得したもの・・・旧定額法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの・・・定額法によっております。

その他の有形固定資産

2007年3月31日以前に取得したもの・・・旧定率法によっております。

2007年4月1日以降から2012年3月31日までに取得したもの

・・・定率法（250%定率法）によっております。

2012年4月1日以降に取得したもの

・・・定率法（200%定率法）によっております。

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

・・・定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法の規定に基づく定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額(定額法)を費用処理しております。

数理計算上の差異は、当事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用または費用の減額処理をすることとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、製品の販売に係る変動対価については、従来は「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より流動負債「その他」に含めて表示しております。

[会計方針の変更に関する注記]

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、製品の販売に係る変動対価については、従来は「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より流動負債「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高への影響はなく、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(2) 金型関連取引に係る会計処理の変更

当社グループが顧客向けの自動車部品の量産に用いる金型製作を当社グループで行い、顧客からその対価を一括受領する取引が行われた場合、従来は受領対価と製作費用の純額を「金型精算差益」として営業外収益に計上していましたが、当事業年度より受領対価を売上高に計上し、製作費用を売上原価に計上する方法に変更いたしました。また、製作中の金型製作に係る費用については、従来は流動資産「その他」に計上していましたが、上記の変更に伴い「仕掛品」へ組み替えております。

この変更は、収益認識会計基準の適用を機に上記取引の位置づけを見直し、金型製作が当社グループの本業である自動車部品の量産に密接に関わるものであることから、当社グループの営業活動の成果をより適切に表示するために行うものであります。なお、当該取引は、主に金型資産の支配の移転の観点等から、収益認識基準等の適用を行っておりません。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(3) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することにしております。なお、当期計算書類に与える影響はありません。

[収益認識に関する注記]

連結注記表[収益認識に関する注記]に記載している内容と同一であるため、記載を省略しております。

[表示方法の変更に関する注記]

該当事項はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 有形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 有形・無形固定資産 4,656,010千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、連結注記表[会計上の見積りに関する注記]に記載している内容と同一であるため、記載を省略しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産の額

建物

1,101,968 千円

(509,131) 千円

構築物

31,688 千円

(31,688) 千円

機械及び装置

189,890 千円

(189,890) 千円

工具、器具及び備品

487,634 千円

(487,634) 千円

土地

1,287,158 千円

(61,176) 千円

計

3,098,340 千円

(1,279,521) 千円

上記の内()書は、工場財団を組成しております。

なお、上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

32,688,275 千円

3. 電子記録債権譲渡高

140,000 千円

4. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権

1,729 千円

[損益計算書に関する注記]

1. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものです。

棚卸資産評価損 △3,419 千円 (△は戻入額)

2. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高 14,622 千円

営業取引以外の取引による取引高 422 千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 15,115株 | 62株 | 一株 | 15,177株 |

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、棚卸資産評価損、未払事業税、賞与引当金及び退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

[関連当事者との取引に関する注記]

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----------------------------|---------------------|----------------|--------------|------------------------|------------------|----------------|-----------|-----------|----|----------|
| 子会社 | PT. IKUYO INDONESIA | インドネシア共和国バンテン州 | 130,000百万ルピア | 自動車用プラスチック部品の製造販売、輸出入等 | 所有直接98.16% | 役員兼任 | 増資の引受 | 1,081,000 | - | - |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 大連日東塑料加工有限公司 | 中国大連市 | 800,000 | プラスチック製品の製造販売 | 被所有直接-%(間接32.9%) | 原材料の仕入 役員兼任 | 射出成形品の購入等 | 14,662 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 増資の引受は、子会社PT. IKUYO INDONESIAが行った増資を引き受けたものであります。

2. 大連日東塑料加工有限公司は、2021年12月7日付にて同社が保有していた当社株式のすべてを譲渡し、2021年12月22日付にて同社董事長である李秀鵬氏が当社取締役を辞任したことに伴い、関連当事者に該当しなくなりました。なお、上記事項は、関連当事者に該当しなくなった時点の状況に基づき記載しております。

3. 一般取引条件を参考に協議のうえ、決定しております。

4. 上記取引金額には、消費税等を含まず、残高には消費税等を含みます。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 3,048円05銭

2. 1株当たり当期純利益 258円49銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 イ ク ヨ

取締役会 御 中

R S M清和監査法人
東京事務所

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 中 村 直 樹 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 越 智 啓 介 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イクヨの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イクヨ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 イ ク ヨ

取締役会 御 中

R S M清和監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中 村 直 樹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 越 智 啓 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イクヨの2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社 イ ク ヨ 監査役会

常勤監査役 半 澤 祐 治 ⑩

社外監査役 小 峰 雄 一 ⑩

社外監査役 伊 東 稔 喜 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様にとっての収益性、将来の事業拡大、会社の財務体質の強化等を総合的に考慮したうえで、長期的な視野に立った安定的な成果配分を継続することを基本方針としております。

第83期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金10円00銭

配当総額 15,233,230円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|-------|
| 第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削 除） |

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|--|--|----------------|
| 1 | ※ とよだ みさこ 豊田 美佐子 (1946年1月1日生) | 1985年5月 豊田三共株式会社社長補佐 2004年4月 同社取締役 2007年8月 豊田D&C株式会社監査役(現任) 2020年5月 NPO法人オレンジハートリボン協会理事(現任) 2020年8月 豊田TRIKE株式会社監査役(現任) 2021年8月 株式会社J O e B社外取締役(現任) 2021年9月 豊田三共株式会社代表取締役(現任) (選任理由) 豊田美佐子氏を取締役候補者とした理由は、企業経営者及び協会理事職としての経験・見識を有しており、リーダーシップを発揮して、経営の重要事項の決定及び業務執行において適任であると判断し、取締役候補者といたしました。 | 一株 |
| 2 | かみお ゆうじ 神尾 裕司 (1955年7月22日生) | 1978年4月 当社入社 2002年7月 当社第二営業部長 2006年4月 当社執行役員第二営業部長 2008年10月 当社執行役員営業統括部長 2008年11月 当社取締役営業統括部長 2009年2月 当社取締役営業購買統括部長 2013年6月 当社代表取締役社長(現任) (選任理由) 神尾裕司氏を取締役候補者とした理由は、当社の代表取締役社長としての豊富な経験・実績・見識を有しており、リーダーシップを発揮して、経営の重要事項の決定及び業務執行において適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | 1,300株 |
| 3 | うちのみのる 内野 実 (1949年6月18日生) | 1972年4月 日産自動車株式会社入社 1998年4月 同社材料技術部長 2000年4月 日立粉末冶金株式会社入社 2003年6月 同社執行役技術開発センター長 2006年4月 同社執行役常務 2008年4月 同社執行役専務粉末冶金事業本部長 2008年7月 同社専務取締役 2009年4月 同社常務取締役技術開発本部長 2010年4月 同社監査役 2012年4月 当社顧問 2012年6月 当社取締役副社長 2013年6月 当社取締役副社長開発・技術統括部長 2017年4月 当社取締役副社長開発・技術統括部長、 営業購買統括部長 2019年7月 当社取締役副社長営業購買統括部長 2021年4月 当社取締役副社長開発・技術統括部長(現任) (選任理由) 内野実氏を取締役候補者とした理由は、当社の経営管理に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、リーダーシップを発揮して、経営の重要事項の決定及び業務執行において適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|--|--|----------------|
| 4 | わたなべ ひろし 渡辺 浩 (1955年12月12日生) | <p>1979年4月 三菱自動車工業株式会社入社 2009年4月 同社調達本部調達技術部部长 2011年4月 当社顧問 2011年6月 当社取締役品質統括部部长 2012年7月 当社取締役開発・品質統括部部长 2013年6月 当社取締役製造事業部部长 2021年4月 当社取締役(現任)</p> <p>(選任理由) 渡辺浩氏を取締役候補者とした理由は、当社の製造技術及び品質管理に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、リーダーシップを発揮して、経営の重要事項の決定及び業務執行において適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | 一株 |
| 5 | もり きみとし 森 公利 (1951年8月5日生) | <p>1974年4月 神栄株式会社入社 1981年9月 松下精工株式会社(現パナソニックエコシステムズ株式会社)入社 法務、コンプライアンス部門責任者を歴任 2006年4月 同社理事法務部部长 2009年6月 同社監査役 2013年6月 株式会社指月電機製作所社外取締役 2015年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(選任理由及び期待される役割の概要) 森公利氏を社外取締役候補者とした理由は、企業での法務、コンプライアンス部門を歴任し、社外取締役の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。当社社外取締役就任以降は独立、公平な立場から業務執行に対する監督、助言等を行うなど、当社社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、企業法務、コンプライアンス及び社外取締役経験者としての専門的な知見を活かし、経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。</p> | 一株 |
| 6 | ※ かわだ のりお 河田 則夫 (1957年12月8日生) | <p>1980年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1987年10月 同行香港支店 2002年4月 株式会社UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) コーポレートファイナンス部M&Aライン次長 2004年8月 UFJつばさ証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 出向 2005年10月 株式会社学生情報センター管理本部長代理 2006年6月 同社執行役員管理本部長 2009年4月 株式会社船井財産コンサルタンツ(現株式会社青山財産ネットワークス) 2012年9月 株式会社ピースコー代表取締役(現任) 2015年10月 株式会社ノルレイク・インターナショナル社外監査役(現任)</p> <p>(選任理由及び期待される役割の概要) 河田則夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり銀行業務及び会社経営に携わっており、金融全般及び企業経営に関する豊富な知識と経験を有しており、当社社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、金融全般及び経営経験者としての専門的な知見を活かし、経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。</p> | 一株 |

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 森公利氏及び河田則夫氏は、社外取締役候補者であります。また、森公利氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 森公利氏は、現在、社外取締役であり、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度責任額となり、本総会において同氏の再任が承認された場合も同契約を継続する予定であります。また、河田則夫氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約のすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
6. 当社は、森公利氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、河田則夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

（ご参考）本総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会の第3号議案が原案どおり承認可決された場合における、本総会後の取締役及び監査役の主な知見・経験は以下のとおりです。

| | 氏名 | | 企業経営 | 財務会計 | 法務 | 国際性 | 営業販売 | テクノロジー | 業界知識 (製造含) |
|-----|--------|--------|------|------|----|-----|------|--------|---------------|
| | | | | | | | | | |
| 取締役 | 豊田 美佐子 | (新任) | ● | ● | | ● | | | |
| | 神尾 裕司 | | ● | | | | ● | | ● |
| | 内野 実 | | ● | | | | | ● | ● |
| | 渡辺 浩 | | | | | ● | | ● | ● |
| | 森 公利 | 社外 | ● | | ● | ● | | | |
| | 河田 則夫 | 社外(新任) | ● | ● | | | ● | | |
| 監査役 | 半澤 祐治 | | | | | ● | | | ● |
| | 小峰 雄一 | 社外 | ● | ● | | | | | |
| | 伊東 稔喜 | 社外 | ● | | | | ● | | |

※上記一覧表は、取締役（候補者）及び監査役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

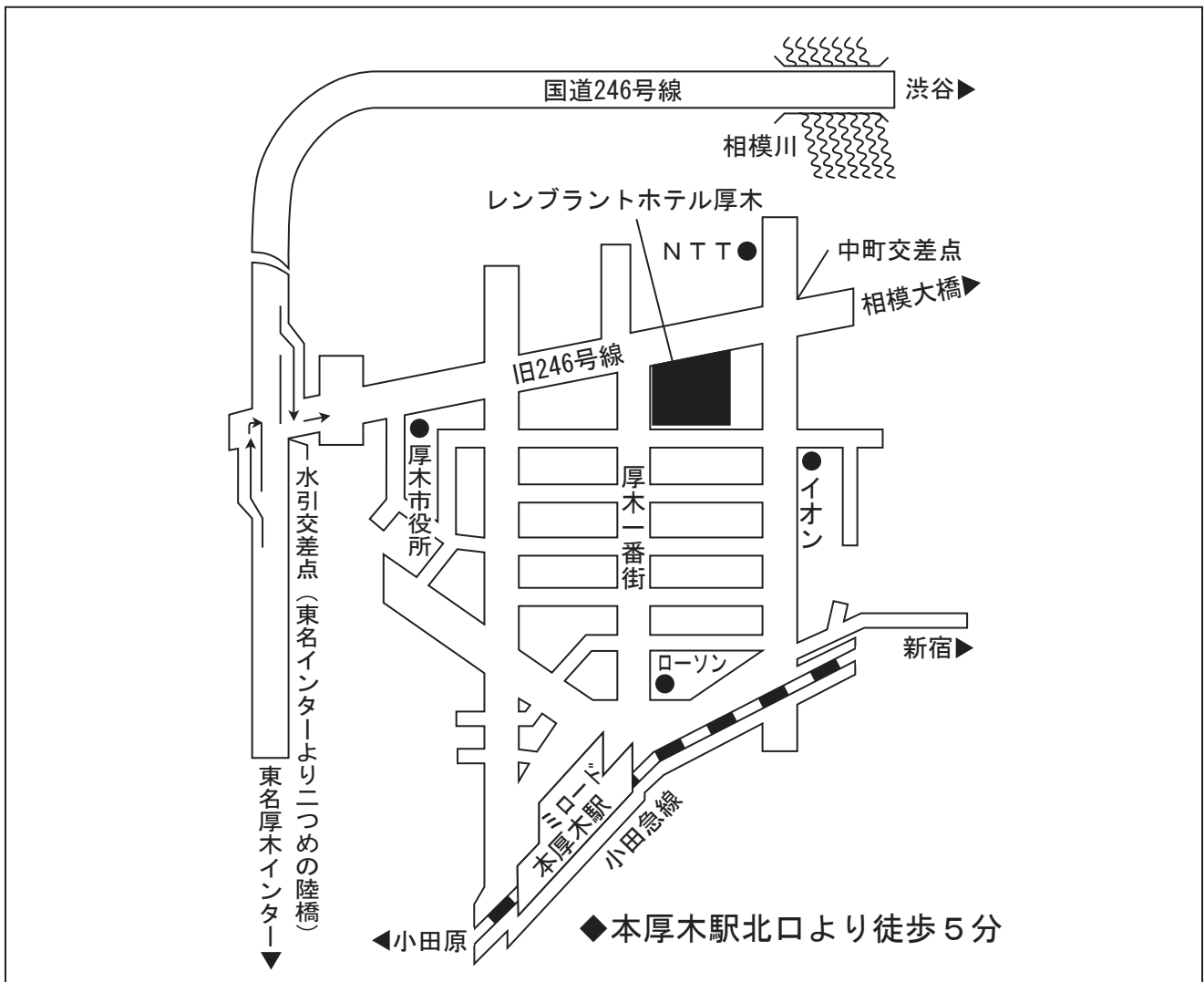
以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
TEL 046 (221) 0001
レンブラントホテル厚木 2階 暁紅



◎交通のご案内

小田急線／新宿駅より約1時間

小田急線／小田原駅より約50分

相鉄線／横浜駅より約50分（海老名駅にて小田急線乗り換え）